様式第5号(第6条関係)

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

宇美町長　　　　　　　　　　印

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書

　　　年　　月　　日に申請のありました小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付につきましては、審査の結果、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

１　申請内容

２　却下の理由

（教示事項）

１　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内に、宇美町長に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることが出来なくなります。

２　この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、宇美町長を被告として提議することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提議することができなくなります。